

大原公園スケートボード場 使用基準

安全で楽しくご利用していただくために、次のルールとマナーを守り、
事故やケガのないよう楽しく利用してください。

登録手続きについて

- ・施設を利用する場合は、**事前に登録が必要です。**
- ・登録は電子申請、または市役所都市整備課で申請できます。
登録手続き後、「大原公園スケートボード場使用者登録済証」を発行しますので、利用する際に携帯してください。
(都市整備課での受付と「登録済証」の発行は、
平日午前8時30分から午後5時までの時間です。)
- ・登録期間は、登録した年度末(3月31日)までです。
引続き施設をご利用する場合は更新手続きを3月1日より受付ます。
- ・18歳以下の方は、保護者の同意が必要です。
- ・小学生以下の入場には保護者の付き添いが必要です。
- ・満4歳未満の方は使用できません。

使用期間：1月4日から12月28日まで
使用時間：午前9時から午後8時
使用料金：無料(事前に登録が必要です)
【大会やイベント等で施設を利用する場合】
使用料金：1時間につき260円

利用上の注意事項

- ・施設を使用する時は、**受付簿に必要事項を記入**して使用してください。
- ・施設内で起きた事故、けが等については**自己責任**です。
この施設での事故等については、一切の責任は負いません。
(もしもの事故等にそなえて、損害保険の加入をお勧めします)
- ・この施設はスケートボード・インラインスケート・BMX専用の施設です。
- ・保護具(ヘルメット)を必ず着用して施設を使用してください。
(プロテクター(ひじ・ひざ・リスト)の着用をお勧めします。)
また、保護具は使用者が用意し、危険防止のため、衣服の着用をお願いします。
- ・スポーツ団体などによる大会及び講習会などの開催時は、一般の方の使用を制限させていただく場合がございます。
- ・使用者が多数となった場合は、安全のため入場制限をさせていただく場合がございます。
- ・施設内での紛失・盗難などの責任は一切負いません。
(※貴重品はご本人が保管管理してください。)
- ・同時に何人もの滑走は危険ですので、ゆずりあって使用してください。
- ・事故防止のため、見学者の入場はできません。
- ・故意に施設を破損した場合は、原状回復(補修)を原則とし、修理費などは使用者の負担となります。

【禁止事項】

- ◎迷惑・危険行為
飲酒及び酒気帯び、騒音を出すなどの行為。
- ◎火気の使用。
喫煙・花火など
- ◎施設を壊す行為
落書き、ステッカーを貼る行為、施設への塗装など
- ◎ごみのポイ捨て
エリア内にごみ箱はありません。
ごみは各自で持ち帰りましょう。
- ◎器材の持ち込み
エリア内設置のもの以外の器材やベンチの持ち込み。
※BMXでの「金属製ペグ」の使用は、施設損傷の恐れがあるため禁止しております。
- ◎エリア以外での滑走
公園内駐車場を含むすべてのエリア
- ◎施設内へ飲食物の持込。
(水分補給のための飲み物は除きます)
- ◎犬・猫などペットの入場。

※以上の注意事項及びマナー違反等で職員・警備員の指示に従わない場合は、退場を命じることもあります。
また、施設使用のマナー違反等が頻繁な場合は施設を閉鎖する場合があります。